



米国会計関連情報 最近の論点

FASB—金融商品の分類及び測定に関する審議を継続

5月14日に開催されたボード会議において、FASBは、金融商品の分類及び測定に関するASU(Accounting Standards Update)案¹の再審議を継続し、持分投資(equity investment)、売却可能区分(以下、AFS)に分類された負債証券に関連する繰延税金資産(以下、DTA)の評価性引当金、及びその他の論点について具体的な審議を行った。

【重要な決定事項】

FASBは、以下の事項を決定した。

- 最終基準書において、持分投資のトレーディング区分への分類に対する実務上の例外規定について明確化する。
- AFS負債証券に関連するDTAの評価性引当金は、企業のその他のDTAとまとめて評価を行う。
- 最終基準書において、類似する金融資産プールの会計処理についてガイダンスを提供しない。
- ローン・コミットメント、リボルビング・クレジット・ライン、商業信用状、及びAFS負債証券の為替差損益については、現行のU.S. GAAPを引き継ぐ。

FASBは、スタッフに以下の内容に関して追加的な分析を行うよう指示した。

- 持分証券(equity security)の定義
- 戦略的持分投資のAFSへの分類の可能性
- 当期純利益を通じて公正価値で測定する区分(FV-NI)として測定されない持分証券への投資の減損モデル

金融商品の分類及び測定並びに減損に関するFASBのこれまでの決定事項についての情報は、「過去の再審議に関するKPMGの刊行物」セクションを参照のこと。

1 ASU案「金融資産及び金融負債の認識及び測定」2013年2月14日。www.fasb.orgより入手可能。

【持分投資の実務上の例外規定】

最終基準書では、持分投資のトレーディング区分への分類に対する実務上の例外規定が明確化される。FASBはまた、トレーディング区分への分類に対する実務上の例外規定の対象とする持分投資²について、観察可能な価格の変動を特定するためにどの程度の労力が求められるかを明確化する。最終基準書はまた、「同じ発行体の類似の投資(similar investment of the same issuer)」の概念についても明確化する予定である。すなわち企業は、実務上の例外規定を適用するにあたり、測定を目的として、同じ発行体の同一の投資または類似する投資の秩序ある取引における観察可能な価格の変動を用いることができる。

背景及び考察

ASU案は、公正価値を容易に算定できない持分投資について、公正価値測定の実務上の例外規定を適用することを容認していた。財務諸表作成者が実務上の例外規定を適用するため、観察可能な価格の変動を特定するためにどの程度の労力が求められるかを明確化するよう、FASBに対してコメントがいくつか寄せられた。また、実務上の例外規定に関する明確化を求めるコメントも寄せられた。

【AFS負債証券に関するDTAの評価性引当金】

AFS負債証券に関するDTAの評価性引当金は、企業のその他のDTAとまとめて評価を行う。

背景及び考察

現行のU.S. GAAPは、DTAの実現可能性(realizability)について、個別に評価するのか、または全体として評価するのかを規定していない。ASU案では、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する(以下、FV-OCI)負債性金融商品に関するDTAの評価性引当金の必要性について、企業のその他のDTAとまとめるのではなく、個別に評価及び分析するよう求めていた。

【類似する金融資産プール】

最終基準書において、類似する金融資産プールの会計処理についてガイダンスを提供しない。

背景及び考察

ASU案のもとでは、金融資産は、キャッシュフローの特性及び企業の事業モデルに基づいて分類及び測定するとしていた。一部の市場関係者は、このガイダンスを類似する金融資産プールに適用するために、明確化を求めていた。しかし、FASBは、キャッシュフローの特性の評価及び事業モデルの評価を採用しないことを決定した。

【その他の論点】

FASBは、ローン・コミットメント、リボルビング・クレジット・ライン、商業信用状、及びAFS負債証券の為替差損益について、現行のU.S. GAAPを引き継ぐことを決定した。

² 訳者注: ASU案のparagraph825-10-35-17によると、持分投資についてトレーディング区分への分類の実務上の例外規定を適用する場合、その測定は、原価から(1)減損(該当がある場合)を控除し(2)同じ発行体の同一または類似する投資の秩序ある取引における観察可能な価格の変動を加減することが提案されています。

背景及び考察

ASU案のもとでは、使用される可能性がほとんどないとはいえない(not remote)ローン・コミットメント、リボルビング・クレジット・ライン、または商業信用状について、信用供与者は、契約に基づき、関連する貸付金の分類を用いて、それら金融資産を分類することとしていた(例: ローン・コミットメントのもとでの貸付金が組成時に公正価値で測定される場合には、ローン・コミットメントもまた公正価値で測定される)。これらの契約が使用される可能性がほとんどない(remote)と判断される場合には、信用供与者は、受け取ったコミットメント・フィーをコミットメント期間にわたって認識することとしていた。

さらに、ASU案は、為替レートの変動に起因する公正価値の変動を当期純利益に計上することを求めていた。

【次のステップ】

FASBは、スタッフに対して、以下の内容について詳細な分析を行うよう指示した。

トレーディング区分の持分投資の適用範囲

ASU案の公表時、FASBは金融資産の形式に基づく会計処理を削除することを決定していたため、ASU案においては、持分投資という用語については定義しているが、持分証券については定義していなかった。5月14日のボード会議において、FASBは、トレーディング区分へ分類する金融資産を決定するにあたり、現行のU.S. GAAPにおける持分証券の定義を引き継ぐか、またはASU案の持分投資の定義を支持するかについて審議を行った。ボードメンバーの一部は、類似する金融商品への投資については、同様の会計処理を行うことが好ましいと表明した。FASBは、スタッフに対して、以下の内容に関する分析を指示した。

- 持分証券の代わりに持分投資という用語を用いることに関する影響
- 所有持分を取得または処分するための先渡契約の分類方法

戦略的持分投資のAFSへの分類の可能性

市場関係者の一部は、特定の持分投資について、FV-OCIでの測定の容認に向けた強い支持を表明した。これは、FV-NIの公正価値変動を認識することにより、持分証券への投資を妨げるような当期純利益のボラティリティが生じることを懸念したためである。さらに、これらの市場関係者は、FV-NIを測定属性として用いることは、持分投資を長期的に保有する投資家の意図と整合しないと述べた。FASBは、スタッフに対して、AFSに分類できる戦略的持分投資を定義するようなパラメーターの開発が可能か否かについて調査するよう指示した。

FV-NIとして測定されない持分投資の減損モデル

FASBは、スタッフに対して、一時的でない(other-than-temporary)減損の概念に基づいた現行のU.S. GAAPにおける減損ガイダンスを、ASU案に含めていたワン・ステップの減損モデルに変更すべきか否かについて、詳細な分析を行うよう指示した。ASU案は、投資の公正価値が帳簿価額を下回っている可能性が50%超(more likely than not)であるか否かの質的評価を求めている。

【過去の再審議に関するKPMGの刊行物】

分類及び測定並びに減損のASU案に対するFASBのこれまでの暫定合意についての情報は、以下のDefining Issuesにおいて入手可能である。

- FASB—公正価値オプションを選択する金融負債の会計処理を変更(14-21)
- FASB—金融商品の公正価値オプションを維持(14-19)
- FASB—金融商品の減損、分類及び測定に関する再審議の継続(14-14)
- FASB—金融商品の分類及び測定に関する再審議の継続(14-13)
- FASB—金融商品の減損に関する再審議の継続(14-12)
- 金融商品の分類及び測定に関して拡大するダイバージェンス(14-5)
- 金融商品の減損と分類及び測定に関するIFRSとのコンバージェンスは達成されない見込み(13-56)
- 金融商品の分類及び測定に関する再審議—事業モデルの評価(13-53)
- 金融商品の減損並びに分類及び測定に関する再審議を開始(13-43)

また、より詳細な情報は、以下のIssues In-Depthにおいて提供されている。

- 金融商品の分類及び測定に関するFASBのモデル案の適用(13-2)
- 金融資産の信用損失に関するFASBのモデル案の適用(13-1)

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人 US GAAPアドバイザリー室

e-Mail: AZSA-USGAAP@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以後においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

この文書はKPMG LLPが発行しているDefining Issues®
May 2014 No. 14-23をベースに作成したものです。

上記の記述及び要約を、SECレギュレーション及び潜在的または現行の規定の代用として取り扱わないようにご注意願います。U.S. GAAPを適用する企業またはSECへのファイリングを行う企業は、関連する法規制及び会計規定の原文を参照するとともに、自社の特定の状況を検討し、会計及び法律顧問に相談されることをお勧めいたします。

本ニュースレターの内容に関しご質問等がございましたら、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。